

令和元年度(平成31年度)美濃加茂市私立幼稚園就園奨励費補助金について

令和元年 5月

1 趣 旨

美濃加茂市では私立幼稚園に就園する園児を持つ世帯の経済的負担を軽減し、幼稚園教育の振興に資することを目的に、入園料・保育料の一部を補助しています。(国の補助事業)

2 対象者と補助金額

美濃加茂市に居住し、私立幼稚園(美濃加茂市外の幼稚園に通っている場合も対象となります。)に就園する園児(満3歳・3歳・4歳・5歳児)の保護者で、【別表1】「令和元年度(平成31年度)美濃加茂市幼稚園就園奨励費補助金交付限度額(年額)」の所得階層区分に該当する方が対象となります。

補助金額は、実際に支払った保育料等が補助限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とします。

また、平成28年度から【別表2】「ひとり親世帯等の特例」などが創設されました。

幼児教育・保育の無償化実施に伴い、令和元年度(平成31年度)幼稚園就園奨励費補助金については平成31年4月～令和元年9月までが補助対象期間となります。【別表1】【別表2】は年額ベースの額を記載しているため、実際の国庫補助限度額は「国庫補助限度額×前期分保育料の支払い月数÷12」となることに注意してください。

3 申請方法

6月(途中入園児・満3歳児は6月以降随時9月中旬まで)に各幼稚園から配布される「保育料等の減免に関する調書及び同意書」に必要事項をご記入の上、署名・捺印し期限までに幼稚園に提出してください。なお、添付書類が必要な方もありますのでご注意ください。

【添付書類が必要な方】

- ① 平成31年1月2日以降に美濃加茂市へ転入された方
- ② 単身赴任などで美濃加茂市以外から課税されている方
- ③ ひとり親世帯等の特例を受けられる方

【添付書類】①②は、【別表1】(※注1)及び③は、【別表2】(※注2)をご覧ください。

4 減免対象者の判定及び通知

減免対象者の判定は、美濃加茂市が申請者の世帯状況及び課税状況から判断し、幼稚園を通じて各保護者の皆様に通知します。

5 補助金交付時期

美濃加茂市から2月下旬頃に幼稚園に対し交付を予定しています。保護者の皆様へのお支払い方法については、各園によって異なりますので、通園されている幼稚園にお問い合わせください。

6 その他

年度途中で園児の住所及び市民税課税額に変更があった時は、速やかに教育委員会へご連絡ください。

※ お問い合わせ先

不明な点がございましたら、在園幼稚園又は美濃加茂市教育委員会(学校教育課: TEL 0574-28-1137)

までお問い合わせください。



【別表 1】

令和元年度（平成 3 1 年度）美濃加茂市私立幼稚園就園奨励費補助金交付限度額（年額）

多子区分 所得階層区分		第 1 子	第 2 子	第 3 子以降	子どもの数え方
①	生活保護世帯	308,000 円	308,000 円	308,000 円	—————
②	市民税非課税世帯	272,000 円	308,000 円	308,000 円	年齢制限がなく、最年長の兄・姉から子どもを数えます。
③	市民税所得割非課税世帯				
④	市民税所得割課税額 77,100 円（基準額） 以下の世帯	187,200 円	247,000 円	308,000 円	
⑤	市民税所得割課税額 211,200 円（基準額） 以下の世帯	62,200 円	185,000 円	308,000 円	年齢制限があり、小学校 3 年生以下の子どもから数えます。
⑥	上記区分以外の世帯	対象外	154,000 円	308,000 円	

【備 考】

1. 補助金の限度額に、当該区分に属する園児の数を乗じた額の合計が補助金額となります。
2. 住宅借入金等特別控除を受けている場合は、控除前の市民税所得割課税額により所得階層区分を決定します。
3. 父母以外に当該園児を扶養親族とする家計の主権者が世帯にいる場合は、その所得割課税額を合算し所得階層区分を決定します。
4. 実際に支払った保育料等が、補助金の限度額に満たない場合は当該支払額を限度額とします。
5. 年度途中に入退園及び休園により、保育料等が登園期間に応じた支払われている場合は、登園期間により補助金の限度額を算出します。
6. 所得階層区分⑤⑥の世帯の第 2（3）子とは、対象となる園児が、小学校 3 年生以下の子どもの中で年齢の高い順に 2（3）人目に当たる場合をいいます。（小学校 4 年生以上の兄・姉は数えません。）
7. 所得階層区分⑤⑥の世帯において、小学校に就学していない場合であっても、小学校 1～3 年生と同一年齢の兄・姉がいる場合は該当します。
8. 所得階層区分①②③④の世帯の第 2（3）子とは、年齢の高い順に 2（3）人目に当たる場合をいいます。（年齢制限はありません。但し、生計を一つにしない兄・姉は数えません。）
9. 上記以外に岐阜県第 3 子以降保育料無償化事業費補助金が加算される場合もあります。

（※注 1）

①令和元年度（平成 3 1 年度）市民税課税額を証明する書類の写しを添付する必要がない方は以下のとおりです。

※平成 3 1 年 1 月 1 日現在、美濃加茂市に在住しかつ市民税の申告をしている方。

（ほとんどの方がここに該当し、提出が不要となります。）

②令和元年度（平成31年度）市民税課税額を証明する書類の写しを添付する必要がある方は以下のとおりです。

※平成31年1月2日以降に美濃加茂市に転入した方、単身赴任などで美濃加茂市以外から課税されている方。

※上記②の方は、以下のいずれかの書類の写しを添付してください。

(1)「令和元年度（平成31年度）給与所得者に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書」⇒会社勤めの方

(2)「令和元年度（平成31年度）市民税・県民税納税通知書」⇒自営業などの方

(3)上記(1)(2)をお持ちでない方は、平成31年1月1日現在の住所地の市役所等で

「令和元年度（平成31年度）市民税・県民税所得課税（非課税）証明書」の交付を受けてください。

※上記(1)(2)は、6月中旬から勤務先又は課税先の市役所等から配布されます。

【別表2】

【ひとり親世帯等の特例】

多子区分 所得階層区分		第1子	第2子	第3子以降	子どもの数え方
		② 市民税非課税世帯	308,000円	308,000円	
③ 市民税所得割非課税世帯					
④ 市民税所得割課税額 77,100円（基準額） 以下の世帯	272,000円	308,000円	308,000円		

【備考】

以下の要件の中で、一つでも該当する場合は「ひとり親世帯等」となります。（要同居）

1. 児童を扶養している保護者に配偶者がいない世帯（ひとり親）
2. 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持つ方が属している世帯
3. 特別児童扶養手当の支給対象児童が属している世帯
4. 障害基礎年金受給者が属している世帯
5. 生活保護法の要保護者に準ずると認める世帯

（※注2）

添付書類は、以下の書類の写しです。

①ひとり親の場合 ⇒児童扶養手当証書又は戸籍謄本

②上記①以外の場合 ⇒各要件を証明できるもの

